

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十九日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十二号

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則（令和元年広島県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(特別休暇) 第十三条 (略)</p> <p>一 次の表第十八号から第二十二号までの上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 イ・ロ (略)</p> <p>二 次の表第二十三号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 イ・ロ (略)</p>		<p>(特別休暇) 第十三条 (略)</p> <p>一 次の表第十六号から第十八号まで又は第二十号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 イ・ロ (略)</p> <p>二 次の表第十九号の上欄に掲げる場合 次のいずれかに該当する職員 イ・ロ (略)</p>	
<p>休暇を受ける場合 (略)</p>	<p>期 間 (略)</p>	<p>休暇を受ける場合 (略)</p>	<p>期 間 (略)</p>
<p>十五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十五 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十六 新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。)に関し、勤務時間規則第十條第一項の表第二十六号の規定により人事委員会が特に必要と認めた場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>		
<p>十七 職員(生後満一年六月に達しない子の養育)男子職員にあつては、その配偶者が当該子を養育できる場合を除く。)の</p>	<p>一日二回(勤務時間が四時間以下の日にあつては、一回)、それぞれ四十五分</p>		
<p>十八 二十 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十六 十八 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十一 職員が不妊治療に係る通院等を行う場合</p>	<p>一の会計年度において十日を超えない範囲内で</p>		

		二十三 (略)	<p>二十一 要介護者の介護その他の勤務時間規則第十条第一項の表第十六号に規定する人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	必要と認める日又は時間
		(略)		

2 任命権者は、職員に対し、次の表の上欄に掲げる場合において職員が勤務しないことが相当であるときには、同表の下欄に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

		一 (略)	休暇を受ける場合	期 間
		(略)		

3 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において

		十九 (略)	<p>二十 職員が不妊治療に係る通院等を行う場合</p>	
		(略)		
		二十一 新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。）に関し、勤務時間規則第十条第一項の表第二十六号の規定により人事委員会が特に必要と認めた場合	<p>その都度必要と認める期間</p>	

2 任命権者は、職員（次の表第三号の上欄に掲げる場合にあつては、次の各号のいずれかに該当する職員）に対し、同表の上欄に掲げる場合において職員が勤務しないことが相当であるときには、それぞれ同表の下欄に定める期間の無給の特別休暇を与えるものとする。

一 一週間の勤務日の日数が三日以上

二 一年間の勤務日の日数が百一十一日以上

		一 (略)	休暇を受ける場合	期 間
		二 職員の生後満一年六月に達しない子の養育（男子職員にあつては、その配偶者が当該子を養育できるときを除く。）	一日二回（勤務時間が四時間以下の日にあつては、一回）、それぞれ四十五分	
		三 要介護者の介護その他の勤務時間規則第十条第一項の表第十六号に規定する人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	<p>一の会計年度において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</p>	

3 当該会計年度においていずれかの職に任用されていた者が当該会計年度の中途において

同一の任命権者により職員として新たに任用される場合における職員として新たに任用される期間について第一項の表第八号の二、第十八号及び第二十一号から第二十三号までの規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表第十八号	(略)	(略)	第二項の表第二十一号	(略)	(略)	第一項の表第二十二号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十四条 (略)
 2 前条第一項の表第八号の二、第十号及び第十八号から第二十二号までに規定する特別休暇(以下「特定休暇」という。)の残日数の

同一の任命権者により職員として新たに任用される場合における職員として新たに任用される期間について第一項の表第八号の二、第十六号、第十九号及び第二十号並びに前項の表第三号の規定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表第十六号	(略)	(略)	第一項の表第十九号	(略)	(略)	前項の表第三号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十四条 (略)
 2 前条第一項の表第八号の二、第十号、第十六号から第十八号まで及び第二十号並びに同条第二項の表第三号に規定する特別休暇(以

全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

3 (略)

(介護時間)

第十六条 (略)

2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、一日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から五時間四十五分を減じた時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定により部分休業（同条第二項第一号の部分休業に限る。）を承認されている職員又は第十三条第一項の表第十七号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている職員にあっては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

下「特定休暇」という。）の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、それぞれ同表の下欄の規定にかかわらず、当該残日数の全てを使用することができる。

3 (略)

(介護時間)

第十六条 (略)

2 介護時間の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において、三十分を単位として、一日を通じて当該日に係る所定の勤務時間の時間数から五時間四十五分を減じた時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定により部分休業（同条第二項第一号の部分休業に限る。）を承認されている職員又は第十三条第二項の表第二号に規定する休暇（以下「育児休暇」という。）を承認されている職員にあっては、当該時間から当該部分休業及び育児休暇の承認に係る時間を減じた時間）を超えない範囲において必要と認められる期間とする。

3 (略)

附 則

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。